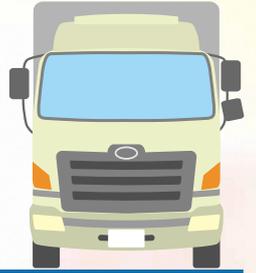




# 若年運転者期間制度 について



Point!  
**01**

## 大型免許等の受験資格の見直しと若年運転者期間の設定

大型免許等の受験資格が特例的に引き下げられます!※



受験資格を「19歳以上かつ普通免許等を受けていた期間が1年以上」に引き下げ!

### 若年運転者期間として設定

(特例取得後、21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間)

※大型免許、中型免許、第二種免許(ただし、受験資格特例教習を修了した者)

Point!  
**02**

## 若年運転者講習制度

上記若年運転者期間に基準に該当する違反行為等を行った場合、若年運転者講習を受講しなければなりません(通知受領の翌日から1月以内の受講義務)



### 基準該当行為

- ①違反点1・2点の違反を繰り返し、その合計点が3点以上になった場合
- ②一度の違反で3点になる違反をした後、再度違反をして4点以上になった場合
- ③一度の違反で4点以上になった場合

※基準となる違反行為等は、**特例取得した免種に限定されません**(普通や原付等の違反も対象)

※特例取得免許を受けていた期間に通算して**1年以上無違反期間がある場合は、前の違反は基準となりません**

Point!  
**03**

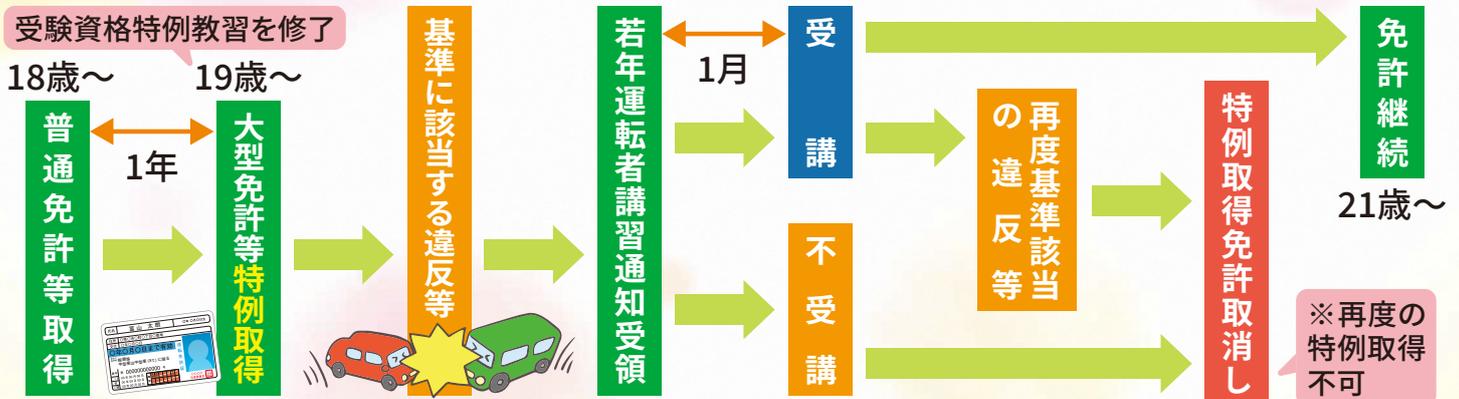
## 特例取得免許取消しに係る規定の整備

### 以下の場合、特例取得免許が取り消されます

- ①若年運転者講習の通知を受けた者が受講しなかった場合
- ②同講習受講後、若年運転者期間に再び基準に該当する違反行為等を行った場合



※違反行為等が、基準に該当した時点で20歳に達している者は、中型免許を除く特例取得免許が取り消されます



### 若年運転者講習 (指定講習機関において実施されます)

- ・連続する2日間 ※1日目(5時間)+2日目(4時間)=計9時間
- ・実車講習は特例取得免種を問わず普通車で実施します
- ・講習手数料 20,250円 ・通知手数料 900円

